

平成 27 年 10 月 1 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

市としての懲戒案件の認識に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

納税課の懲戒案件についての認識

2 質問の要旨

鎌倉市は納税課小原芳則氏の懲戒案件について、これまで、重大データの改竄について修正だとか変更という言葉を使っていたが、先に頂いた答弁について鑑みれば、やはり、改竄という言葉が適切ではないか。如何か。

本件については、考査委員会は、修正という言葉を使っているが、諮問の段階に於ける職員課の説明では、修正という言葉を使ったか。本来、改竄が正しいのではないか。如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 7 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為、速やかに答弁せよ。)